

平成26年第3回

甘楽町議会定例会会議録

第 2 号

9月17日（水曜日）

## 平成26年第3回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成26年9月17日（水曜日）

### 議事日程 第2号

平成26年9月17日（水曜日）午後零時57分開議

- 日程第 1 議案第49号 甘楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第50号 甘楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第51号 甘楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第52号 甘楽町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第53号 甘楽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第54号 甘楽町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第55号 平成26年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第56号 平成26年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第57号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第58号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第59号 平成26年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第60号 平成25年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第61号 平成25年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第62号 平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第15 議案第63号 平成25年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第64号 平成25年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第65号 平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第66号 平成25年度甘楽町水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第20 委員会審査報告 社会産業常任委員会
- 日程第21 発議第3号 手話言語法制定を求める意見書(案)
- 日程第22 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第23 議員派遣の件について
- 日程第24 一般質問 第1番 中里芳久(町内危険個所の調査及び災害時の対応について)
- 第2番 柳澤清次(甘楽町立甘楽中学校の通学路は万全か)
- 第3番 柳澤清次(ホテルの放流について)
- 第4番 江原榮和(「いじめ防止基本方針」に基づく組織や施策の実施状況等について)
- 第5番 山崎愛子(甘楽町の薪能、町内の中学生に無料で鑑賞させたらいかがでしょうか)
- 第6番 山崎澄子(空き家対策について)
- 第7番 山崎澄子(選別農薬農法のブランド化を)
- 第8番 佐俣勝彦(山地災害危険地域について)
- 第9番 山田邦彦(ラウンドアバウトの設置について)
- 第10番 山田邦彦(「世界遺産を作った町」のPRを)

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（12人）

1番	江原榮和君	2番	佐俣勝彦君
3番	山崎愛子君	4番	富岡朝男君
5番	山崎澄子君	6番	長岡敬一君
7番	柳澤清次君	8番	長谷川儀平君
9番	黛哲夫君	10番	中里芳久君
11番	吉田恭一君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	由田進君
教育長	柴山豊君	会計管理者(会計課長)	石井和子君
総務課長	山田隆史君	企画課長	松沢計作君
健康課長	中野哲也君	住民課長	飯塚章君
振興課長	松本一雄君	水道課長	吉田喜代治君
学校教育課長	山田勇君	社会教育課長	吉田泰志君
農業委員会事務局長	山崎等君	監査委員	山田利和君

---

事務局職員出席者

事務局長	高橋茂	書記	飯塚香奈
------	-----	----	------

---

○開 議

午後零時 57 分開議

◇議長（**黨 哲夫君**） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席に配付しました議事日程に基づき順次議事を進めます。



○日程第 1 議案第 49 号 甘楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 1、議題第 49 号 甘楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 議案第 50 号 甘楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 2、議案第 50 号 甘楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第3 議案第51号 甘楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第3、議案第51号 甘楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第4 議案第52号 甘楽町税条例等の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第4、議案第52号 甘楽町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

初めに、議席12番、山田邦彦君。

◇12番（**山田邦彦君**） 私は、議案第52号について反対の立場で討論いたします。

この条例は、法人税を減税し軽自動車税などを増税するという内容です。

政府は、国際競争力をつけるためと言いながら、この二十数年間、法人税を下げ続けています。今また、安倍首相は、成長戦略の名のもとに法人税を20%台まで下げると言っています。しかし、今まで膨大な利益が上がっている大企業の多くが、実際に払った法人税の割合、決して40%ではありません。最近の5年間、法人税ゼロだったトヨタをはじめ軒並み数%から十数%というのが目白押しです。これは、大企業にいろいろな特典が使えるよう法律で保護されていることが基にあります。そこには全く触れず、財政難だからといって庶民にしわ寄せするのは正しくないと思います。

さて、いろいろなデータやマスコミなどの情報を総合すると、軽自動車を使っているのは、都会ではなく交通が不便な地方に住む高齢者や収入の少ない若年層です。庶民の大事な足として大活躍をしているのです。消費税を上げることの見返りとして、自動車の取得税を下げたり、あるいは無くしたりする。その一方では法人税を下げる。軽自動車税などを上げる。こういうことがセットになっています。要するに、庶民や低所得者からお金を集め、比較すると、所得の高い人への減税、特に大企業などに手厚くなることに繋がると考えられます。

以上の理由で、賛成できません。

◇議長（**黛 哲夫君**） 次に、議席1番、江原榮和君。

◇1番（**江原榮和君**） 議案第52号 甘楽町税条例等の一部改正について賛成の立場から討論を行います。

今回の平成26年度地方税法等の一部改正については、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点及び税制抜本改革を着実に実施するために改正されたものです。

本議案の主な改正内容のうち、法人町民税の税率引き下げについては、地方法人税の創

設に伴い、地域間の税源の偏りを是正し財政力格差の縮小を図るために行われるものであり、地方法人税の全額が交付税特別会計に直接繰り入れられ、地方に再配分されることから有効な施策であると思います。

次に、軽自動車の税率引き上げに関しては軽自動車を保有する町民の負担が増えるものでありますが、軽自動車と普通自動車を比べた場合に性能や車両重量など、その差異が縮小してきていることなど負担の公平性の観点からやむを得ないものと考えます。

また、現在登録されている全ての車両について新しい税率を適用するものではなく、平成27年4月1日以降に新規に登録される車両から新税率を適用し、それ以前に登録された車両については引き続き従来税率を適用するなど車両の所有者に一定の配慮がされている改正であると考えます。

さらに、初めて車両番号を指定した月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の三輪及び四輪以上の軽自動車については重課税率が適用されますが、環境への負荷の観点から見直されることについては理解ができます。

いずれも地方税法の一部改正による標準税率の改正であり、本税率を下回った税率を適用した場合、地方交付税の算定において不利益となることが予想されます。

以上のようなことから本議案は妥当だと考えます。

最後に、厳しい財政状況や課税の公平性からも、引き続き町税等の安定的な確保に努めていただくようお願いいたしまして、本議案に賛成するものでございます。

◇議長（**黛 哲夫君**） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） これをもって討論は終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第5 議案第53 甘楽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第5、議案第53号 甘楽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。



本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第6 議案第54号 甘楽町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第6、議案第54号 甘楽町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第7 議案第55号 平成26年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第7、議案第55号 平成26年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第8 議案第56号 平成26年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第8、議案第56号 平成26年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第9 議案第57号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第9、議案第57号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第10 議案第58号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第10、議案第58号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第11 議案第59号 平成26年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第11、議案第59号 平成26年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第12 議案第60号 平成25年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

◇日程第13 議案第61号 平成25年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◇日程第14 議案第62号 平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◇日程第15 議案第63号 平成25年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第16 議案第64号 平成25年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第17 議案第65号 平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第12、議案第60号 平成25年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、議案第61号 平成25年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、議案第62号 平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、議案第63号 平成25年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、議案第64号 平成25年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第17、議案第65号 平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。ここで「決算の審査意見報告」について監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、登壇して報告を願います。

◇監査委員（**山田利和君**） 監査委員の山田利和です。議長のご指名がありましたので、平成25年度甘楽町各会計決算書及び各基金運用状況について順次審査意見を申し上げます。

それでは、お手元の審査意見書1ページをお開きください。それでは、読んで審査意見とさせていただきます。

甘楽町長茂原荘一様。甘楽町監査委員山田利和。甘楽町監査委員吉田恭一。平成25年度甘楽町各会計決算及び各基金運用状況の審査意見書。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成25年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに各基金の運用状況を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第1、審査の概要。1. 審査の対象、一般会計及び特別会計歳入歳出決算。平成25年度甘楽町一般会計、平成25年度甘楽町国民健康保険事業特別会計、平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計、平成25年度甘楽町農業集落排水事業特別会計、平成25年度甘楽町公共下水道事業特別会計、平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計。2. 平成25年度甘楽町各会計歳入歳出決算事項別明細書。3. 実質収支に関する調書。4. 財産に

関する調書。5. 各基金運用状況調書。

第2、審査の期日。平成26年8月21日、22日、25日の3日間。

第3、審査にあたっての留意事項。

(1) 歳入。①歳入成績。②予算現額に比し著しく増減のあったものについてはその理由。③違法な収入の有無。④未納整理の有無。⑤欠損処分の適否。

(2) 歳出。①違法不当な支出が無かったか否か。②予算がその目的に合致するよう執行されたか否か。③執行に怠慢が無く、かつ効果的であったか否か。④建設工事の発注、補助金の交付等適正に執行されているか否か。

第4、審査の手続。審査に当たっては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令第166条第2項に定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す調書が関係法令に準拠して作成されているか。

予算の執行が、関係法令並びに予算議決の趣旨に沿い、適正かつ効果的に行われているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。決算及び附属書類の計算に誤りはないか。

また、各計数は関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常、例月出納検査で実施している総括的な審査手続を実施しました。

各基金の運用状況については、その計数が正確であるか。また適正に運用されているか。

以上の事項を主眼として審査を行いました。なお、その過程において、必要に応じ担当課長等の説明を求め、これを質しました。

第5、審査の結果。審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確でありました。予算の執行状況は概ね適正であると認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

平成25年度決算は前年比で、町税の収納率の上昇、滞納額の減少が見られますが、不納欠損額が増加しています。

健全財政並びに公正・公平な行政の立場からも、適正な徴収及び早期徴収を望むもので

あります。

第6、その他。地方自治法第235条の2による例月出納検査に当たっては、各会計とも係数上の誤りはなく、現金及び証書類の保管状況も適正でありました。

また、同法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査については、概ね100万円以上の主要事業を中心に財政運営状況及び現地調査等を実施したところ順調に執行されていました。

第7、決算の状況。一般会計及び特別会計の決算は次のとおりであります。

1. 一般会計（増減率は対前年度比）

（1）収支の状況及び財政の推移。一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額68億4,702万9,000円、歳出総額64億7,342万7,000円で、前年度と比較すると歳入で24.2%増加し、歳出では26.6%増加しました。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は1億8,448万6,000円でありました。

平成24年度実質収支額1億2,832万4,000円を減じた単年度収支は、5,616万2,000円の黒字であり、さらに財政調整基金に2億1,829万5,000円を積み立て、実質単年度収支は2億7,445万7,000円の黒字となりました。

なお、翌年度繰越額を除く歳出予算の不用額2億1,124万5,000円は、予算現額66億8,467万3,000円に対して3.2%で、概ね予算規模に沿った執行がされているものと認められます。

歳入では、景気の持ち直しにより個人町民税で2.3%増、固定資産税（家屋）で2.6%増となり、町民税全体では前年比1.4%の増収となった一方で、地方交付税が減少となりました。

国庫支出金では「日本経済再生に向けた緊急経済対策」により社会資本整備総合交付金の増額、地域の元気臨時交付金が増額し大幅増となりました。

歳出は、緊急経済対策による土木費の増により大幅な増額となりました。

財政の推移を前年度と比較すると、財政力指数は0.446から0.457と上昇し、財政の弾力性を示す経常収支比率は88.4%で1.8ポイント低下しました。したがって、財政的には依然厳しい状況が続いています。

また、臨時財政対策債発行可能額を含む標準財政規模は、35億4,659万4,000円となり、566万9,000円減少しました。単年度の実質公債費比率は10.1%から9.7%となり改善されました。

町債の本年度末残高は38億6,173万7,000円で、前年度より1億9,463万8,000円減少しました。

厳しい財政状況にありながら、各会計とも予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、実質公債費比率及び町債の減少等、健全財政を堅持すべく努力されていることは十分認められます。

(2) 財政運営の状況。財政運営は、一般的に見て適切でありました。歳入予算に対しての収入率は98.7%、歳出予算に対しての執行率は93.3%で、それぞれ適切な範囲であると認められます。

①歳入。歳入全体に占める地方交付税等の依存財源の割合は、前年度より3.6%上昇し60.5%となり、地方税等の自主財源比率は、前年度より3.5%低下し39.5%になりました。

なお、使途が特定されずどのような経費にも使用することのできる経常一般財源は、普通交付税の減少に伴い、前年度に比べ0.4%減少しています。

②歳出。性質別の状況では、義務的経費は、扶助費が1.5%の増となりましたが、人件費が4.9%の減、公債費が7.9%の減となり、全体では4.0%の減少で、歳出全体に占める割合は29.4%となり9.4ポイントの減少となりました。

投資的経費は、154.1%の大幅増で、歳出全体に占める割合は31.5%となり、15.8ポイントの増加となりました。

その他の経費は、8.7%増加し、歳出に占める割合は39.0%となり、6.7ポイントの減少となりました。

町債の状況については、借入額は前年度に比べて15.2%減の2億5,760万円となっておりますが、将来の安定的な財政運営のためにも、引き続き計画的な活用を望むものであります。

今後とも地方財政は厳しい状況にあることを認識し、限られた財源の重点配分と最小の経費で最大の効果を上げるための創意と工夫を持って町政の執行にあたり、財政の健全化を図りつつ、第5次総合計画に基づく「キラッとかんら安心のまちづくり」を期待いたします。

(3) 財政健全化判断比率の状況について。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、4つの指標の審査を行ったところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも該当がありませんでした。



実質公債費比率は10.3%から10.0%になり、将来負担比率は37.4%から27.0%に減少しており、いずれも基準値以下の健全財政でありました。

## 2、特別会計（増減率は対前年度比）

（1）国民健康保険事業特別会計。歳入決算額は16億9,432万2,000円、歳出決算額は16億2,856万2,000円で、歳入歳出差引額は6,576万円となりました。

実質単年度収支は、基金に利子5万2,000円を積み立て、前年度繰越金7,511万3,000円を差し引き、930万1,000円の赤字でした。

歳入では、国保税の収納額は4億5,123万4,000円で1.6%減となり、現年分の収納率は96.0%で0.5%増加しました。

一般会計繰入金は6,739万1,000円で、歳入総額に占める割合は4.0%で前年度より0.5%減少しました。

歳出では、療養給付費と療養費で9億2,883万9,000円となり11.4%増加し、歳出総額に占める割合は57.0%でした。また、高額療養費は、1億3,459万8,000円で25.6%増加しました。

今年度の実質単年度収支は赤字に転じ、基金の取り崩しは無かったものの、保険給付費額は今後も上昇することが予想され、歳入の根幹をなす国保税は、雇用の回復や賃金水準の改善が一部では見られるものの収納率が伸びず、厳しい運営が予想されます。

将来的に収支バランスの取れた事業運営を行うため医療費の抑制及び被保険者の健康意識を高めるとともに、収入確保対策を強化し、財政の健全化を望むものであります。

（2）介護保険事業特別会計。歳入決算額は9億8,337万7,000円、歳出決算額は9億7,622万6,000円で、歳入歳出差引額715万1,000円となりました。

第1号被保険者保険料の現年分収納率は99.6%で前年度と同じ、滞納繰越分を含めた収納率は99.1%で0.2ポイント下がりました。歳出総額のうち、保険給付分が9億3,734万7,000円で、これは歳出総額の96.0%にあたり2.9ポイント増加となりました。

事務費分は、歳入歳出額650万8,000円で、一般会計繰入金と国庫補助金を充てました。

地域支援事業費分は、介護予防事業費415万9,000円、包括的支援事業・任意事

業費 2, 227万5, 000円であります。

介護保険制度は、要介護高齢者等が可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう適切なサービス利用の供給に努め、また介護予防・生活支援対策事業等と連携し、介護予防の推進により介護保険財政の健全化を望むものであります。

(3) 農業集落排水事業特別会計。歳入決算額は1億3, 718万3, 000円、歳出決算額は1億3, 666万5, 000円で、歳入歳出差引額51万8, 000円となりました。

城南上野地区の接続率(戸数)は94.4%、天引地区の接続率(戸数)は80.8%、善慶寺国峰地区の接続率(戸数)は71.4%となっています。

3地区合計の処理場等の維持管理費は3, 371万2, 000円であり、町債においては、平成25年度末残高10億7, 929万6, 000円で前年度より6, 637万2, 000円の減となりました。

多額の町債を投入しての事業であるので、未接続者には事業の趣旨をご理解いただき早期の接続推進を望むものであります。

(4) 公共下水道事業特別会計。歳入決算額は4億8, 966万円、歳出決算額は4億8, 908万3, 000円、歳入歳出差引額57万7, 000円となりました。残額につきましては翌年度に繰り越します。

事業内容は、維持管理費として1, 835万8, 000円、県央処理場維持管理負担金3, 010万8, 000円、建設費として汚水整備事業費2億3, 456万6, 000円及び流域下水道建設費負担金457万4, 000円、元金・利子償還金の2億147万8, 000円です。認可面積465ヘクタールに対する整備済面積は309.9ヘクタールで、実施率面積は66.6%、年度末における汚水管路の延長は64.129キロメートルとなりました。

町債においては、平成25年度末残高25億6, 668万3, 000円で前年度より3, 017万4, 000円の減となりました。

多額の町債を投入しての事業であるので、財政事情等を考慮して生活環境整備面からも早期接続の推進を望むものであります。

(5) 後期高齢者医療特別会計。歳入決算額は1億1, 503万9, 000円、歳出決算額は1億1, 415万8, 000円で、歳入歳出差引額88万1, 000円となりました。歳入の主なものは、保険料が7, 179万6, 000円、一般会計繰入金が4, 18

6万5,000円であり、保険料収納率は99.5%で前年度より0.1%の増となりました。

当町の医療費の状況は、保険給付費12億7,356万円、給付件数が4万4,215件、1件当たり平均2万9,000円でありました。前年度と比較すると、保険給付費は6.8%増となりました。

高齢者医療制度は、高齢者医療の安定的な確保を図り、老人保健制度が抱える問題点を解決するために制度化されましたが、国は新しい高齢者医療制度創設の検討を行っており、今後どのような制度になるか注視する必要があります。

以上、審査意見とさせていただきます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 報告が終わりましたので、これより総括質疑に入ります。ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、議席12番、山田邦彦君。

◇12番（**山田邦彦君**） 私は、議案第62号 平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを反対の立場で討論いたします。

本事業の実施前には、いわゆるバラ色のような制度と感じさせるいつでもどこでも誰もが十分な介護を受けられると説明していました。その財源は、消費税を充てるような言い方でした。

1989年4月、消費税導入の際、政府は高齢化社会のためと大宣伝をし、多くの国民はそれを信じ込みました。しかし、今までの間に健康保険の自己負担は1割から3割に引き上げられ、老齢年金の支給開始年齢も60から65歳に遅らされ、介護保険制度の創設で、保険料の負担に加えて利用者負担が請求され、さらに75歳以上の医療差別を行うような後期高齢者医療制度の発足などなど社会保障は衰退の一途。消費税導入は福祉のためということが真っ赤な嘘だということがはっきりしてきました。

1992年9月3日号の「週刊新潮」では、当時の加藤政府税制調査会会長が高齢化社会のためと言われ我々税調もそう説明したが、本当はああ言えば一般の人に分かりやすいからと国民騙しを告白しています。こうした事実から、消費税は福祉のためでなかったことが明らかです。

それでは何に使われたのでしょうか。この26年間に消費税の税収は282兆円です。同じ時期に大企業などの法人3税は、相次ぐ減税と景気の低迷の中で255兆円の税収減になっています。これでは、まさに消費税収がそっくりそのまま法人税の穴埋めにされてしまったと言っても過言ではありません。

また、もう一つ注目すべきは消費税導入の翌年から、日本の軍事費はぐんと伸びて現在世界でもトップクラスの年間5兆円にもなっていることです。

消費税の導入が決まった時、当時の竹下首相は「これで国際貢献することができる」と述べました。消費税のもう一つの目的は、軍事費の拡大の為だったとも言えます。

そんな中、介護保険を実施してみると、いろいろな期待は裏切られました。

まず、一般の医療保険では、必要なときに日本中どこでも必要な医療が誰でも受けられるようになっています。しかし、介護保険は申請をし認定までに時間がかかり、必要なときにすぐサービスが受けられません。また、認定されなければ使いたいサービスも受けられません。

65歳以上の人の中で、約12%の人しかサービスを受けていないのが現実です。あとの88%の人は、サービスを受けないのに死ぬまで負担を背負うだけです。

認定の程度により利用の限度額が決まっていて、それをオーバーすると全部自己負担となります。限度額内であっても10%の利用料の負担があり、大きな負担となっています。サービスを受けている最中でも保険料を負担する。そして、生活保護を受けている人からも保険料を集める。このような開始前の制度としての矛盾、欠陥が克服されずに推移をしています。その殆どが、以前は出していた国の負担を介護保険になったら大幅に減らされたのが原因です。

私は、国の負担をもっと増やし、当事者の負担を減らすことを望んでいます。もし、国の出し分を増やさないのであれば町がもっとお金を出すべきと思います。

65歳以上の保険料は、基準額を第4段階とし本人が住民税非課税でほかの世帯員に住民税課税者がいる場合の基準が年間で4万7,200円となっています。また、第1段階の方は、高齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税または生活保護を受けている人で町全体で18人です。第2段階が557人、第3段階が456人、そして基準になっている第4段階の人1,632人、全部合わせても1億596万4,000円ほどで済みます。町財政の規模からいえば、わずかで済む訳です。

一般会計決算では不用額が2億円以上あります。また、各会計の基金の合計は27億円

となっています。このお金のほんの数パーセントを使うだけで、保険料の減額や免除ができるんです。今まで何十年も、町や地域、そして家族のために尽くしてきていただいた高齢者が年齢を重ね、体に不具合が出るのは当然のことです。そうなったら、受益者負担のような冷たい仕打ちをするのは正しくないと思います。普段から、町長が発言しているように「高齢者は町の財産」です。しかし、本予算はそうっていないと思います。

ぜひ高齢者が明るく楽しく元気が出るような介護保険制度となるように願いながら、反対の討論とさせていただきます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 次に、議席 8 番、長谷川儀平君。

◇8 番（**長谷川儀平君**） 議案第 6 2 号 平成 2 5 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

介護保険制度につきましては、ご承知のとおり、高齢化が進む中、この制度が担う役割は年々重くなってきていると思います。高齢者にとって介護や生活支援サービスが受けられる、本当になくってはならない社会保障制度であります。

これらを踏まえて、平成 2 5 年度歳入歳出決算の内容を見てみますと、介護サービスの給付はもとより利用者や認定者が増加する中、適切な運営がなされ一般会計からの繰入金も最小限に留める努力が図られていることについても評価ができると思います。

また、元気な高齢者の増加を目指して介護予防教室や運動機能向上教室など、できるだけ介護を必要とせず元気で生き生きと安心して安全な生活を送れることを目標とした効果的な施策も、地域包括支援センターを中心に実施されており、このことが給付費の増大を防いでいることと考えます。

このような理由から本決算は適切に執行されていると考え、賛成討論いたします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 次に、議席 1 2 番、山田邦彦君。

◇1 2 番（**山田邦彦君**） 次に、議案第 6 5 号 平成 2 5 年度甘楽町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、戦後、必死に働いてきたお年寄りに晩年になったら国から捨てられると感じられるような制度です。姥捨て山と表現する人もいますが、お金を取られることを思えば姥捨て山より酷いこととなります。こんな社会で良いはずがありません。

後期高齢者制度は、7 5 歳以上を一律に後期高齢者と決めつけ、現役世代から切り離し全く独立した医療保険に加入させるものです。世界の中の国民皆保険制度の国々では他に

例がありません。それまで扶養家族になっていたお年寄りも例外なく強制的に家族みんなが入っていた保険から切り離されるもので、まるで家族一緒に暮らしていた母屋から無理やり離れに連れて行って閉じ込めるようなものだと思います。

政府は、75歳以上には心身の特性がある、それに応じて医療サービスも変えなければならないと言っています。政府が後期高齢者の特性を、治療に時間も手間もかかる、認知症も多い、いずれ死を迎えるなどと規定していますが、こんな考え方で制度をつくれば、差別医療となってしまいます。

以前は、75歳以上の人も国民健康保険または共済組合などの被用者保険に加入をしていました。実施後は、他の世代から切り離され例外なく組み込まれています。保険料も生活保護受給者を除いて一人ひとりから徴収します。それまで扶養として支払い義務のなかった約2,000万人の高齢者も保険料を払っています。今の高齢者はもちろん、これから高齢になる全ての国民を直撃する制度です。

何よりこの保険を強く求めてきたのが、財界や大企業です。企業の保険料と負担が増えれば、企業のグローバル競争力の低下を招くとして制度改悪を強く求めてきました。自分たちは大きな利益を上げながら、国民に犠牲を押しつける大変身勝手な態度です。

そもそも日本の社会とは、77なら喜寿、88で米寿、その後、卒寿、白寿と高齢を心から祝う社会でした。財政難を理由にして、高齢者の医療費からまず削る。こんな政治に未来は無いと思います。私は、即中止、撤回すべきと思います、反対いたします。

以上です。

◇議長（**黨 哲夫君**） 次に、議席4番、富岡朝男君。

◇4番（**富岡朝男君**） 議案第65号 平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年度に創設された国の医療保険制度であります。当町におきましても、現状の法令等に基づき、忠実に事務の執行が行われ、平成25年度の決算内容については、適切に運営・実施されているものと判断をします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とし、現役世代と高齢者の負担を明確にし、国・県・市町村が公費を重点的に充てることにより、国民全体で支える仕組みとなっており長期展望に立った医療保険制度を目指すものです。

運営主体の群馬県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正に運営されております。

今後も、高齢者が安心して医療が受けられるよう事務処理に万全を期していただくと

もに、今後も国の動向に十分注視していただくことをお願いし、賛成討論といたします。  
以上です。

◇議長（**黨 哲夫君**） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） なければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第60号 平成25年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第61号 平成25年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第62号 平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第63号 平成25年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第64号 平成25年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第65号 平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第18 議案第66号 平成25年度甘楽町水道事業会計決算の認定について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第18、議案第66号 平成25年度甘楽町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。ここで決算の「審査意見報告」について監査委員山田利和君から発言が求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、登壇して報告を願います。

◇監査委員（**山田利和君**） それでは、平成25年度甘楽町水道事業会計決算について審査意見を申し上げます。

それでは、お手元の審査意見書9ページをお開きください。それでは、読んで審査意見とさせていただきます。

甘楽町長茂原荘一様。甘楽町監査委員山田利和。甘楽町監査委員吉田恭一。平成25年度甘楽町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成25年度甘楽町水道事業会計収入支出決算及び証書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第1、審査の概要。1. 審査の対象。平成25年度甘楽町水道事業会計決算。現金・預金通帳の残高。2. 審査の期日。平成26年7月25日（金）。3. 審査にあたっての留意事項。（1）収入。①収入成績。②予算現額に比し著しく増減のあったものについてはその理由。③未納整理の有無。（2）支出。①違法不当な支出が無かったか否か。②予算



がその目的に合致するよう執行されたか否か。③執行に怠慢が無く、かつ効果的であったか否か。④建設工事の発注等、適正に執行されているか否か。4. 審査の手続。審査に当たっては、町長から提出された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・貸借対照表等各調書について法令に準拠しているか、財政運営は健全か、予算が適正かつ効果的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常、例月出納検査で行っている総括的な内容について審査を実施しました。その他、必要と認める手続の審査を実施しました。

第2、審査の結果。審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・貸借対照表等各調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令に従って適正に事務事業の執行がなされていることが認められました。ただし、滞納額は減少傾向であるが、健全財政並びに公正公平な立場からも、より適切な給水停止の執行と適正な徴収を求めるものであります。

第3、総括事項。(1) 決算の状況について。平成25年度の収益的収入の決算額は、2億1,983万円で、前年度比3.3%増加しました。主な要因は、給水収益の増加によるものであります。収入額には、一般会計補助金1,299,000円が含まれていません。

収益的支出の決算額は、1億8,321万9,000円で、前年度比2.8%増加しました。主な費用は、修繕費1,459万6,000円、固定資産減価償却費8,626万2,000円、企業債利息1,793万円、動力費612万7,000円、薬品費639万8,000円、人件費3,349万8,000円で、総収支比率は120.0%であり、当年度純利益3,661万1,000円となり、経営努力が認められます。

資本的収入の決算額は、2億2,293万1,000円で、一般会計出資金2,658,000円(水資源開発施設整備債元金)、企業債2億2,000万円、工事負担金27万3,000円です。

資本的支出の決算額は、4億1,095万1,000円で、前年度比442.0%増加しました。主な内訳は、建設改良費3億7,238万8,000円及び企業債償還金3,856万3,000円でした。

企業債の年度末残高は52件で、7億1,833万3,000円となり、前年より1億8,143万7,000円増加になりました。

資本的収入額が資本的支出額に対して1億8,802万円不足になっていますが、この不足額は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税・地方消費税資本的収支調整額で補填しています。

(2) 資金不足比率について。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、公営企業会計に係る資金不足比率を算定し審査を行ったところ、その比率は基準以下であり健全財政でありました。

(3) 主要事項について。本年度末の給水人口は、1万3,557人で、前年度より114人減少しました。

年間有収水量は、168万5,554立方メートルで、前年度比2.1%増加しました。

有収率は、78.37%で、前年度並みでありました。秋畑・那須簡水の有収率は下がりましたが、上水が上がったことが原因です。

当面は、85%の有収率を目標に漏水防止対策等を図る必要があります。

建設工事の主なものは、国道254号バイパス関連事業、県道下高尾小幡線関連事業、白倉地区下水道関連事業及び単独事業における配水管布設工事を行うとともに、配水管布設工事等に係る設計業務委託を行いました。

その他、白倉浄水場及び轟浄水場において浄水設備機器の更新工事、秋畑浄水場管内では中区配水池及び増圧ポンプ場に監視装置の設置工事などを行いました。

また、安全で良質な水の安定供給のために各浄水場並びに水源の維持管理等を実施し、それぞれ適正に執行されました。

これからも、施設の老朽化に伴う改修・更新等財政を考慮した計画的な修繕及び建設改良工事を実施する必要があります。そのためには、企業の経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と経費節減に努力されるよう留意願います。

今後とも、健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の供給に向けて、より一層の工夫と努力を望むものであります。

以上、審査意見とさせていただきます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 自席にお戻りください。

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



## ○日程第19 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第19、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告を願います。

◇総務文教常任委員長（**柳澤清次君**） 平成26年9月17日。甘楽町議会議長**黛 哲夫**様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長**柳澤清次**。委員会審査報告。本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。記。1. 開催日時。9月11日午後1時30分。2. 場所。甘楽町役場大会議室。3. 出席者。委員長、**柳澤清次**。副委員長、**江原榮和君**。委員、**山崎澄子君**。委員、**黛 哲夫君**。委員、**中里芳久君**。委員、**吉田恭一君**。4. 欠席者。なし。5. 会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、**柴山 豊君**。総務課長、**山田隆史君**。企画課長、**松沢計作君**。住民課長、**飯塚 章君**。会計課長、**石井和子君**。学校教育課長、**山田 勇君**。社会教育課長、**吉田泰志君**。6. 審査の状況。○陳情第6号 「集団的自衛権行使容認の『閣議決定』を撤回すること」を求める意見書採択を求める陳情書。集団的自衛権行使を容認する閣議決定は、集団的自衛権発動の武力行使は限定されるとしており、国民の権利が根底から覆される明白な危険があるときに行使するものとしている。

すなわち、国の存立を脅かす場合に必要最小限の行使容認を認めたものである。

これは、昨今の東アジア情勢の緊迫した状況を踏まえると極めて妥当な判断であり、日本がこれからも国際社会の一員として自立していくためには、国の安全保障体制を強固なものとしていく必要があるとの意見の一致をみた。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定した。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

議席12番、山田邦彦君。

◇12番（**山田邦彦君**） 私は、陳情第6号 「集団的自衛権行使容認の『閣議決定』を撤回すること」を求める意見書採択を求める陳情書を、採択しないことに反対の立場で討論いたします。

この間の国会論戦を通じて、集団的自衛権の行使とは日本の国を守ることで国民の命を守ることもない、アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争をアメリカが引き起こした際に自衛隊が戦闘地域にまで行って軍事支援を行うこと。要するに、アメリカの戦争のために日本の若者の血を流すというのが、その正体ということが分かりました。

政府の閣議決定は、日本への武力攻撃が無くても国民の権利が根底から覆される明確な危険がある恐れ、これがあれば海外での武力行使ができる集団的自衛権の行使ができると明記されています。これをもって限定的行使と言いますが、恐れがあるかどうか、それを判断するのは時の政権です。それは無限定になるということです。一旦ここに踏み込めば、海外での武力行使は歯止めなく広がることは明らかです。

このような国のあり方の大転換を与党だけの密室の協議で、一内閣の閣議決定で強行するなど憲法破壊のクーデターに等しい暴挙です。絶対に許されるものではありません。

集団的自衛権の行使容認をめぐる与党協議で、公明党は紛争時に日本人を輸送をする米艦船の防護を認める方向で党内調整をしていたと報じられています。安倍首相が、5月15日の記者会見で、パネルまで示して挙げた2つの事例のうちの1つです。

しかし、防衛省の研究機関である防衛研究所によれば、アメリカの自国民救出活動の特徴は、国籍による優先順位があることがはっきり示されています。順位は、まず第一にアメリカの国籍保持者、2番目にはアメリカのグリーン・カード、これは永住権ですが、その保持者、3番目がイギリスの国民、4番目がカナダの国民、そして5番目以降が日本を含むその他国民の順であるとしています。日本は、最後の最後に出てきます。アメリカの艦船に入ること自体が既にあり得ない話です。

また、1997年に改定された日米防衛協力の指針、いわゆるガイドラインでは、米軍による日本人救出を要請し断られたという経緯もあります。

集団的自衛権の行使容認のためにアメリカの軍艦による日本人の輸送を持ち出すこと自体が、国民を欺くものなのであります。

アフガン戦争に派兵した各国軍の死亡者は3,438人に上ります。民間人も2万人近くが亡くなりました。実を言いますと、ドイツは集団的自衛権のもとアフガンで後方支援をしたのみでしたが、戦闘地域に行ったため54人もの犠牲者が出ました。日本人は延べ1万人がイラクに派兵されましたが、幸い死者はゼロでした。ある自衛隊の幹部は、憲法9条に守られたと発言されました。しかし、その後、約3割の方が精神の不調を訴え、28人の方が帰国後に自殺していると報道されています。アメリカのイラク・アフガン帰還者は、1日平均で22人が自殺し、3人に1人の60万人が精神的な疾患、PTSDになっていると報道もされています。

また、全国52の全ての弁護士会が、集団的自衛権行使容認に反対する会長声明や意見書を出しています。例えば、大阪の弁護士会は、事例を見ると大国が小国に軍事介入することを正当化する口実として使用されてきたと歴史的事実を挙げながら問題点を指摘しています。長野の弁護士会は、ひとたび行使が憲法上許されると解釈されれば、事実上無限定に集団的自衛権を認めるに等しい結果を招くと批判しています。

私は、例えば東北アジア平和協力構想というのを提唱しています。その内容としては、武力行使の放棄や対話促進などを定めた東北アジア規模の友好協力条約の締結。北朝鮮問題に関する6カ国協議で核ミサイル、拉致など諸懸案の包括的解決を図り、これを東北アジアの安全と平和の枠組みに発展させること。また、領土に関する紛争問題は冷静な外交的解決に徹し、友好的な協議、交渉を通じて解決する行動、規範を結ぶ。そして、日本の侵略戦争と植民地支配を反省し、歴史を偽造する逆流の台頭を許さない、というものです。韓国の大統領も、東北アジアの平和協力に向けた構想を提起していますので、現実性を持っていると思います。ぜひ実行をさせたいものです。

さて、国家権力の手を縛ろうというのが、憲法の精神、立憲主義です。このルールを守らなければならない安倍首相が好きなように解釈を変えてしまうのは、全くのルール違反で意味が無くなってしまいます。1972年の政府見解というのは、集団的自衛権が行使できないという法理を示したそのものです。その政府見解から都合の良いところだけを取り出して集団的自衛権行使の根拠にするようなことは、カラスをサギと言いくるめるよう

なものであって到底成り立つものではありません。9条の下では、集団的自衛権が行使できないというのは、半世紀にわたる政府の見解です。この政府の見解は、ある日突然政府が言い出した訳ではありません。長年にわたる国会での審議を通じて形成され定着してきた見解です。それを自民党と公明党の密室協議でわずかな期間に国民の批判や怒りの声に耳を傾けることなく、国会でのまともな審議をすることなく変えてしまうというのは、絶対に認める訳にはいきません。

この国の若者を、我が子、孫を戦場に送らないために、今、反対の声を上げることが必要だと思います。中には、慌てて反対しなくても戦争にならないと思うとの意見を持つ人もいらっしゃると思いますが、そうは思いません。

最後に、ドイツのルター派の牧師、マルティン・ニーメラー氏の「彼らが最初共産主義者を攻撃したとき」という詩を紹介します。

「ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声を上げなかった。

私は共産主義者ではなかったから。

社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声を上げなかった。

私は社会民主主義者ではなかったから。

彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声を上げなかった。

私は、労働組合員でなかったから。

そして、彼らが私を攻撃したとき、私のために声を上げる者は誰一人残っていなかった。」というものです。

本陳情の趣旨は十分理解できるので、採択しないことに反対をいたします。

◇議長（**黨 哲夫君**） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） なければ討論を終結いたします。

陳情第6号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第20 委員会審査報告 社会産業常任委員会

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第20、委員会審査報告を行います。

社会産業常任委員長、登壇して報告を願います。

◇社会産業常任委員長（**佐俣勝彦君**） 甘楽町議会議長**黛 哲夫**様。甘楽町議会社会産業常任委員会、委員長**佐俣勝彦**。委員会審査報告。本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。記。1. 開催日時。9月11日午後2時20分。2. 場所。甘楽町役場委員会室。3. 出席者。委員長、**佐俣勝彦**。副委員長、**山田邦彦君**。委員、**山崎愛子君**。委員、**富岡朝男君**。委員、**長岡敬一君**。委員、**長谷川儀平君**。4. 欠席者。なし。5. 会議事件説明のため出席を求めた者。**振興課長**、**松本一雄君**。**健康課長**、**中野哲也君**。**水道課長**、**吉田喜代治君**。**農業委員会事務局長**、**山崎 等君**。6. 審査の状況。○陳情第5号 手話言語法制定を求める意見書提出を求める陳情書。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、自由に手話が使えるなど、実際の生活に活かされるようにするための具体的な環境整備を目的とした法整備の必要性はよく理解できるとの意見で一致した。よって、本陳情は採択すべきものと決定をしました。

◇議長（**黛 哲夫君**） 社会産業常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

陳情第5号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第21 発議第3号 手話言語法制定を求める意見書（案）

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第21、発議第3号 手話言語法制定を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

佐俣勝彦君、登壇して説明をお願いします。

◇2番（佐俣勝彦君） 発議第3号。平成26年9月17日。甘楽町議会議長 哲夫様。提出者。議会議員、佐俣勝彦。賛成者。同、山田邦彦。同、山崎愛子。同、富岡朝男。同、長岡敬一。同、長谷川儀平。手話言語法制定を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

手話言語法制定を求める意見書（案）。手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年7月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えている。

よって、本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月17日。群馬県甘楽町議会議長 哲夫。衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。文部科学大臣。厚生労働大臣宛て。

以上です。

◇議長（哲夫君） 提案者の説明が終わりましたので、ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



◇議長（**黨 哲夫君**） 異議なしと認めます。

発議第3号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇

## ○日程第22 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第22、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました継続審査・調査申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定をいたしました。

---

◇

## ○日程第23 議員派遣の件について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第23、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定によってお手元に配付しました議員派遣の件についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） ご異議なしと認めます。

よって、配付書記載のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後2時29分休憩

午後2時39分再開



## ○日程第24 一般質問

◇議長（**黛 哲夫君**） 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

日程第24、一般質問を行います。

質問通告の順番に発言を許します。

質問は、通告書に沿って簡潔にお願いいたします。

最初に議席10番、中里芳久君。

◇10番（**中里芳久君**） 主題といたしましては、「町内危険個所の調査及び災害時の対応について」。

大気的不安定により、各地で大雨災害による問題が発生している。北陸、東海、近畿地方では土砂崩れ、浸水等、観測史上最多の被害が相次ぎ大規模な災害となった。全国に危険個所は52万箇所あり、国は改めて調査し検討すると報告されている。

当町も、山間部、秋畑地区など危険と思われる場所の再調査を行うとともに、災害時における避難場所、災害警告、情報の発令方法など再検討していただきたい。そして、万が一被害に遭った場合は、迅速に対応していただき町民が安心して暮らせるまちづくりをお願いしたい。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原荘一君**） それでは、中里芳久議員の「町内の危険個所の調査及び災害時の対応について」のご質問に、お答えをいたします。

近年多発しております集中豪雨でありますとか、局地的大雨による河川の氾濫や土石流、そして土砂崩れなどによって、大きな災害が全国各地で発生をしております。町も台風シーズンを迎え、危機管理意識を更に強くしているところでございます。

町の防災対策の基本は、甘楽町地域防災計画に定めるところであります。この計画に沿って、町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに現在努めているところでございます。

昨年、秋畑ほか6地区におきまして、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されたことから、直ちに全戸配付用の甘楽町防災マップを作成しまして、この中で土砂災

害の危険個所をハザードマップでお示しするとともに、避難所や災害への備え、そして災害からの身を守るための心得などについてお知らせをしてきたところでございます。

それらの質問の詳細につきましては、この後、担当課長からまずお答えをさせていただきますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（**黨 哲夫君**） 総務課長。

◇総務課長（**山田隆史君**） それでは、命によりお答えをいたします。

まず、山間部、秋畑地区などの危険と思われる場所の再調査についてのご質問でございますが、先程町長からありましたように昨年1月、秋畑ほか6地区において194箇所の土砂災害警戒区域の指定を受けました。この内169箇所は土砂災害特別警戒区域となっております。

県指定からおよそ1年半が経過しましたが、この間、大規模な森林の伐採や造成工事などは行われておらず、周辺の土地利用の状況に大きな変化は見られません。また、法律では、概ね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定、その他緊急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況に関する基礎調査を行うものとしております。

もちろん、土砂災害警戒区域等の指定基準が緊急に見直しされれば、早い段階で再調査となると考えられます。

次に、災害時における避難場所、災害警告、情報の発令等についてのご質問でございますが、避難所等につきましては、町長からもありましたように甘楽町防災マップでお示したとおりで、町のホームページでもいつでもご覧いただけます。また、本格的な台風シーズンを迎え、広報かんら9月号及びお知らせ版9月1日号で防災マップや防災情報サイトの活用について、改めてお知らせしてきたところでございます。

なお、有事の際は、防災行政無線や安全安心メール、町のホームページ、広報車等々で速やかに情報伝達しますので、ご理解をいただきたいと思います。

いずれにしましても、土砂災害による被害を防ぐためには一人ひとりが土砂災害から身を守るように備えておくことが重要でございます。

今後は、土砂災害警戒区域等を抱える地域ごとに災害図上訓練等を実施し、地域独自の防災マップや自主的な避難ルートを地域住民の皆さんで作成し、これに基づき避難訓練等を実施することで、災害発生時の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご

理解を賜りますようお願いを申し上げ答弁といたします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 中里芳久君。

◇10番（**中里芳久君**） 詳細にわたりまして危険個所の防災マップ等、また災害時のマニュアル等もきちんと町がやっているということで報告がございましたが、先日テレビ等で、このような被害は決して起きてはならないということが、現実には広島、京都、あるいは北海道等は大規模災害となった訳でございます。そして、国も災害危険個所を改めて再検討すると、徹底的にやっていくということでございます。特に甘楽町は地形的に自然災害が起り得るような場所でございますので、町もそういうときに備えて特に山間部、秋畑地区が多いと思いますが、改めて再調査等も是非して、住民が安心して暮らせるまちづくりをお願いしたいということで、よろしく申し上げます。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 要望でよろしいですか。

◇10番（**中里芳久君**） はい。

◇議長（**黛 哲夫君**） 中里芳久君の質問が終了いたしました。

次に、議席7番、柳澤清次君。

◇7番（**柳澤清次君**） 私は、2問質問させていただきます。

最初に、1問目、「甘楽町立甘楽中学校の通学路は万全か」ということで質問させていただきます。

平成26年8月20日に甘楽町立甘楽中学校の地鎮祭が行われ、建設工事が着工の運びとなり、平成28年4月には開校することになりました。そこで通学路について質問します。

通学路には、人家の少ないところが見受けられる。特に、文化会館より南に向かう道路には家が1軒も無く防犯灯は設置してあるが、安全とまではいかない状態である。他にも人気の無い危険が想定される地区があるが、通学路全般を見て危険予知の為、防犯カメラの設置はどうか。

大手門より忠霊塔手前までの道路には、歩道が無い状態で、自動車、自転車、歩行者と通学・通勤時間帯には混雑が予想される。そこで、道路の脇を流れる雄川堰に蓋をし歩道にしたらどうか。

特に下校時が心配なので、都合のつく方に散歩など働きかけてはいかがでしょうか。

その他にどのような方法があるか、お尋ねします。

2 問目、「ホタルの放流について」。

昨今、楽山園内の小堰や道の駅南側の「せせらぎの道」にホタルが放流され、「ホタルのタベ」などの町民の心を和ませる楽しい催し物が実施されています。

そこで、町の風物詩となるようホタルの数を増やすようにしたらよいと考え、下記に提案します。

ふるさと館西側にある沢をホタルが生殖できるよう整備してはいかがでしょうか。そうすることにより、町民はもとよりふるさと館宿泊客の旅の良い思い出になると考えます。

「せせらぎの道」の水場に既存の小堰を利用して水を引き込み、水が流れるようにするなどホタルの住みよい環境を整備することで、今まで以上にホタルが乱舞すると考えます。

併せて、同じような質問が平成23年第2回定例会で富岡議員よりありましたが、その件について、その後どのようなになっていますか。質問します。

放流は育成会や老人会の人たちをお願いすることで、交流が図れると考えますが、いかがでしょうか。

以上、町の考えをお尋ねします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原 荘一君**） それでは、柳澤議員の「甘楽町立甘楽中学校の通学路は万全か」、このご質問にまずお答えをしたいと思います。

町、そして教育委員会では、これまでも警察や学校、PTA等関係者の皆さんと連携をし、通学路の安全点検と交通安全指導に努めてきたところでございますが、昨今の通学途中の児童生徒が犠牲となる重大な事故を受けて、通学路の安全確保を継続的に取り組むため「甘楽町通学路交通安全推進協議会（仮称）」を設置し基本方針を策定することといたしました。

まず中学校の場合は、通学路の指定は無いとのことであります。そういうことありますので、本人がまず安全な通学方法に努めることとなっておりますけれども、柳澤議員の言われるとおり甘楽中学校が開校となった場合、小幡地区の生徒はこの町道小船三ツ俣線を利用して通学することが予想されます。この区間に人家は無く、起伏もあり遊休農地も点在するといった道路であるということは承知をしております。

このため、昨年度、国の防災空間造成事業の助成を受けまして、小船のT字路から高速道に架かる三ツ俣橋までの約1.2キロメートルの間に、幅員3メートルの歩道とLEDの太陽灯30基を設置し、道路環境の整備・通学路の安全確保に努めてきたところでございます。

また現在、富岡土木事務所において、金井小幡線、上野地区の歩道整備、防犯灯の設置工事について着手をしていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきたいと思っております。

2問目の「ホタルの放流について」のご質問にお答えをいたします。

町では、平成7年に県の治山事業で甘楽ふるさと館の西側にある沢を整備いたしました。ホタルが住める環境整備を行ってまいりました。

整備後、一時はホタルが乱舞しまして、地元の方や甘楽ふるさと館のお客様を楽しませることができました。

「せせらぎの道」にも「せせらぎ愛護会」の皆様によるホタルの放流で大変お世話になり、ホタルを数多く楽しむことができました。

現在は、湧水によりホタルが生息し、今も道の駅のイベントとしてホタルの鑑賞会が盛大に行われているところであります。

また、秋畑地区生涯学習推進協議会でも、学校のスケートリンク跡で、ホタルの養殖に取り組んでいただきました。天引では、現在も「ホタル祭り」を地区全員で開催しております。

ホタルの現在の整備等につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 学校教育課長。

◇学校教育課長（**山田 勇君**） 命によりお答えいたします。

ご質問の1問目ですが、町長の答弁どおり通学路の指定が無い中学校につきましては、交通事故や犯罪等に遭わないよう少し遠回りをして安全面を最優先にした通学路線の選択をしていただければと考えております。しかしながら、小幡地区の生徒が一番利用するのは、この町道小船三ツ俣線と思われれます。

この道路は、生徒が安全に通学できるように広い歩道と防犯灯を整備したところでございますが、インフラ整備は整えても保護者の心配の種は、何ととっても人家が無い為、防犯

対策面だと思われます。

町も児童生徒が事件や事故に巻き込まれないよう安全対策を図っていきたいと考えておりますが、柳澤議員からご提案をいただきました防犯カメラの設置も対策の一つと思われます。少しでも不安軽減に繋がるよう防犯カメラの設置については、設置可能な場所・電柱を調査し、整備する方向で検討していきたいと考えております。

ご質問の2問目、「雄川堰に蓋をし、歩道にしたら」については、以前、富岡土木事務所では歩道を整備する計画が持ち上がり数回地元協議が行われましたが、住民の理解が得られず、この場所を迂回する形で通学路を整備した経緯があり、地元住民の理解、協力が得られない状況では無理だと思われます。

また、現在、歴史的風致維持向上計画を策定し、養蚕農家建造物群が残る小幡の町並みや雄川堰を保存、活用する取り組みが行われている段階であり、景観保持の観点からも好ましくなく、大雨等で堰が増水した場合、非常に危険であり全面蓋で覆うのは困難であると考えておりますが、他に方策はないか富岡土木事務所等とも協議し、検討していきたいと思います。

続いて、3問目、4問目のご質問についてお答えいたします。

下校時からの対策ですが、警察署をはじめ、交通安全協会、青少推、PTAなど多くの組織等と連携をし下校時刻に合わせた防犯パトロールの強化、防災行政無線による防犯広報活動など生徒の安全確保に努めていきたいと考えております。

なお、冒頭、町長が答弁いたしました「甘楽町通学路交通安全推進協議会（仮称）」を今月中に立ち上げますので、具体的な対策、取り組み等を検討していきたいと考えております。また、地域の皆さんや町内の各種団体等の皆さんにもご協力をいただき、児童生徒の安全確保に努めていく所存ですので、経験豊かな議員のご指導とご理解を賜りたくお願い申し上げます、答弁といたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 振興課長。

◇振興課長（**松本一雄君**） 命により、柳澤議員の「ホテルの放流について」のご質問についてお答えをいたします。

甘楽ふるさと館西側にある沢では、毎年数十匹のホテルが飛んでいる状況です。

今後は、補助事業等を活用し、自然を活かしたホテルが住める環境の整備の検討をしたいと思います。

次に、ご質問の2つ目の「せせらぎの道の水場に小堰の水を利用し環境整備する」の質

間ですが、この小堰から河川放流前に取水し、「せせらぎの道」への水の引き込みは十分に可能であると思われます。「せせらぎの道」内の水場整備においては、河川管理者と協議し、河川区域内での実施が可能であるか検討していきたいと考えております。

また、「併せて、同じような質問が平成23年第2回定例会の質問でありましたが、その後どうなっていますか」についてですが、総合計画には里山整備事業が計画をされております。

次に、ご質問の3つ目の「放流は育成会や老人会の人たちをお願いする」ことについてですが、地域の方がボランティアで管理運営していただくことは非常に大切なことであり、地域での活動について議員からも積極的にご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 柳澤議員。

◇7番（**柳澤清次君**） 最初の「通学路について」の質問ですが、やはりこの道路は小幡地区の生徒のメイン道路となる感じがしますので、今の状況下では防犯カメラというのが必要じゃないのかなという気がしています。

そして、2番目ですね。この大手門より鐘堂坂というんですか、忠霊塔のあるところですね。そのところになぜ蓋をした方がいいんじゃないかという、これは小幡地区の住民の人たちから本当に危険なところだから、何とかあそこのところに歩道を造ってくだらうかというお願いを受けました。そして、私はそれを取り上げて質問した訳なんです。

言うなれば、学校があそこの所にできたおかげで、今度は通学路のメイン道路ができた。確かにあそこの所、歴史的風致維持向上計画から言いますと、雄川堰というものは大事なものだ。しかし、子どもたちの命とどっちが大事かという、それも必要ではないかと考えます。

あそこの所を迂回して行けばいいと確かに子どもたちを持つ親にしてみれば、そういう意見もありますけど。時代の流れというんですかね、その所に学校ができて、前のときにはそんな騒ぎはそんなには無かったと思うんですけど、小幡地区の人たちが、この道路を中心になって通るようになるので、安全確保という意味で、命の大切さというものを考えていただきたいと思います。

あとは、下校時のときにも、やはり人家がなくて、その所にどういう人たちが現れる



か分からないような現状でありますので、ある程度は今度散歩でもして、子どもたちが通っている所にでもいれば、犯罪者も出ないような感じはするのですね。皆さんと協力して頂いて、できればありがたいなど、そんなような感じがしています。よろしく願います。

そして、今度、2問目の質問なんですけど、ホテルのことなんですけど、最近ではふるさと館に「もみじの間」というのもできました。そして、すぐそのところに沢が流れているんですけど、その沢にはとてもきれいな水が流れています。ちょっと異常気象で、水が多く増えたりなんかすることもあるんですけど、普通の状態であれば、ホテルが自然の中で生殖できるような状態であります。ちょっと大水が出たときにはちょっと工夫する必要があると思うんですけど。これから観光客の人たちがいっぱい来て、楽しんで、良いお土産になるようにしていただければ、また次も来ようというようになると思うので。自然の中であるホテルの生殖というんですか。それを大いに深めていただいて、また子どもたちとお年寄りの皆さんとも交流を深めながら楽しんでいけるようにできたら一番いいんじゃないかなとそんな感じをしています。

以上です。よろしく願います。

◇議長（**黛 哲夫君**） 柳澤清次君の質問が終了いたしました。

次に、議席1番、江原榮和君。

◇1番（**江原榮和君**） 私は、「いじめ防止基本方針に基づく組織や施策の実施状況等について」質問いたします。

昨年12月の定例会におきまして、当町における「いじめ防止等のための対策に関する基本方針」の策定状況やいじめ事案の発生状況等について質問させていただきましたところ、「当地の実情に応じた基本方針の策定に向けて現在取り組み中であり、更には本年2月に『甘楽町子どもいじめ防止フォーラム』を開催するなどして、いじめ撲滅に向けての運動を展開している」との旨の回答を頂きました。

大津市における中学生のいじめ自殺事件をはじめ県内におきましても桐生市において小学生のいじめ自殺事件が発生していることから、昨年11月に行われました群馬県知事と市町村長懇談会におきましても、いじめ防止対策について市町村の取り組み状況等に対する意見交換がかなり活発的に行われました。また、当町におきましても本年1月29日に「甘楽町いじめ防止基本方針」を策定しておりますが、当該基本方針に基づくところの実施状況等について改めてお聞きいたします。

1、本年1月に策定された基本方針に基づくところの、いじめ防止のための組織や施策の実施状況等について、実効的に実施されるための措置は講じられているのでしょうか。また、基本方針は、どのような組織の下に検討され策定されたのでしょうか。

2としまして、町内におけます学校ごとのいじめ防止基本方針の策定状況はどうなっているのでしょうか。

3としまして、町内の小中学校におきまして、いじめ事案は報告されているのでしょうか。なお、発生しているようであれば、件数と当該事案に対する対応はどのように行われているのでしょうか。これは昨年12月に質問していますので、1月以降の事案で結構でございます。

以上の3点について、質問いたします。よろしくお願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（**柴山 豊君**） 「『いじめ防止基本方針』に基づく組織や施策の実施状況等について」の江原議員のご質問にお答えいたします。

本年1月29日「甘楽町いじめ防止基本方針」が策定されたことは、議員のご質問のとおりでございます。策定にあたりましては、国・県の基本方針を参考にし、学校全体でいじめ防止の取り組みを徹底する為、定例で開催している校長会・教頭会での意見を取り入れ、当地の実情に応じた基本方針として策定いたしました。

本方針において、甘楽町が目指す学校としまして、1つ、子どもたちが安心して学べる学校。2つ、親から信頼される学校。3つ、地域から愛される学校。以上の3つを柱とし、今までは学校を主体として取り組んできましたが、これからは、学校、保護者・家庭、地域、関係機関が連携・協力して、甘楽町からいじめを根絶しようという内容が盛り込まれた方針となっております。

ご質問の詳細については担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解を賜りたくよろしくお願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 学校教育課長。

◇学校教育課長（**山田 勇君**） 命によりお答えいたします。

ご質問の1問目「いじめ防止のための組織や施策の実施状況等」についてですが、いじめ防止対策推進法に定める組織として、現在「甘楽町いじめ防止対策委員会（仮称）」設置に向け、要綱（案）や組織体制について、教育委員会で協議しているところでございます。なお、この委員会は、重大事態と同種の事態が発生した場合には「いじめ対策調査委

員会」を兼ねるものとし、組織の構成については、顧問弁護士や学校医、児童相談所代表、警察関係者、人権擁護員代表、保護司代表等第三者的立場の方を中心に公平性・中立性が確保された委員会となるよう検討しております。

10月には、「甘楽町いじめ防止対策委員会（仮称）」を発足したいと考えておりますので、その時点で改めてご報告させていただきます。

また、「基本方針はどのような組織の下に検討されたのか」のご質問につきましては、冒頭、教育長が答弁しましたとおり毎月開催しております校長会・教頭会での意見を取り入れ、町教育委員会で国・県の基本方針を参酌して、町の実情に応じた基本方針として策定いたしました。

次に、ご質問の2問目「学校ごとのいじめ防止基本方針の策定状況」についてですが、町内の全小中学校において昨年度中に全て策定されております。方針は、それぞれの学校に応じた内容となっており、いじめの未然防止の取り組み、いじめの早期発見、いじめへの対処などが盛り込まれた基本方針となっております。また、いじめ防止活動の年間計画を立て、それぞれの学校で独自の取り組みも行っております。

ご質問の3問目、町内の小中学校における「いじめ事案」の発生状況ですが、毎月実施しているいじめ発生状況調査では、今年度においては現在まで1件の報告もございません。また、定例の校長会・教頭会でも、いじめ問題発生の報告はございませんでした。

ただ、昨年実施したアンケート調査では、小中学校ともに「冷やかしやからかい、仲間外れ」を受けたと答えている児童生徒が数人おりましたが、ほとんどが児童生徒間のささいないさかい程度のもので「いじめ」というような陰湿なものではございませんでした。

しかしながら、現状に満足することなく、スクールカウンセラーや心の相談員を活用して、いじめの未然防止に継続した取り組みを行っていきたいと考えております。

また、今年の12月には、第二中学校を会場に「第2回甘楽町子どもいじめ防止フォーラム」を計画しております。

今後も、学校・地域・家庭が連携したいじめ防止活動の推進に努めてまいりますので、教育行政に対するご支援、ご協力をお願い申し上げ答弁といたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 江原榮和君。

◇1番（**江原榮和君**） 1につきましては、了解いたしました。更なるいじめ未然防止対策の充実に努めて頂きたいと思います。

また、2につきましては、学校ごとにおけるいじめ防止のための基本方針ができてい

ということでございます。このための学校ごとの組織とは、学校ごとによって違うかと思  
いますけれども、どのような構成になっているのか、教えてください。

3についても、了解いたしました。

◇議長（**黛 哲夫君**） 学校教育課長。

◇学校教育課長（**山田 勇君**） 構成員ですけれども、校長、教頭、教務、それから生徒  
指導主事、生徒指導部、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、  
心の相談員等が組織のメンバーとなっております。

◇議長（**黛 哲夫君**） 江原榮和君。

◇1番（**江原榮和君**） 分かりました。ありがとうございました。

引き続きいじめの事案が報告されないように未然防止の徹底、また発生した場合には早  
期発見と早期の対応、それから対応策等を徹底的に検討して頂きまして、大きな問題にな  
らないうちに対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 江原榮和君の質問が終了しました。

次に、議席3番、山崎愛子君。

◇3番（**山崎愛子君**） それでは、質問したいと思います。「甘楽町の薪能、町内の中学生  
に無料で鑑賞させていただきたい」ということでございます。

10月9日に楽山園で、特設舞台での薪能があります。人気を呼び入場券が売り切れと  
いう状況のようです。毎年、素晴らしい演目で楽しみにしている方が大勢います。

このような伝統芸能を是非とも甘楽町の中学生に鑑賞させたいと考えます。

もう今年はすぐですので、一中と二中の生徒の希望者を鑑賞させたらいかがでしょう  
か。学年とか、そういうことは席の関係もあるので考えて頂いて、もちろん全員なら言う  
ことはありませんが、次年度からは毎年の鑑賞を検討して欲しいと考えます。

他市でも中学生全員を招待しているようなところもあるようです。多感な中学時代に古  
典で勉強したりしている訳ですけれども、幽玄な趣のある薪能という日本文化を体験させ  
るというプレゼントを考えていただきたいと思います。是非、日本文化に生徒たちを親し  
ませるご配慮をしていただきたい。是非ともしていただきたい。

当局のお考えを伺いたいと思います。

以上でございます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（**柴山 豊君**） 山崎愛子議員の「甘楽町の薪能、町内の中学生に無料で鑑賞さ

せたらいかがでしょうか」のご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、大変好評であります。これも能の名手とうたわれた初代藩主織田信雄が手がけた大名庭園楽山園で、能舞台の松を背景にかがり火が揺らめく幽玄な世界、そして今年で15回目の公演となり関係者の皆さんのご努力により「かんら薪能」が格式を高めてきたことによるものと考えております。

「かんら薪能」に限らず、中学生が伝統芸能を鑑賞することは有意義なことであり、地域の民俗文化を未来へ継承するための後継者対策の一助となるものと考えております。

ご質問の詳細については、担当課長からお答えさせますので、ご理解賜りたくよろしくお願いたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 社会教育課長。

◇社会教育課長（**吉田泰志君**） 命によりお答えいたします。

例年は、観覧席を300席としておりましたが、本年におきましては350席として販売を開始いたしました。しかしながら、すぐに完売し、さらに50席を追加販売いたしました。現在でも観覧の問い合わせが多数ありますが、楽山園での入場者数は400席が限界と考えております。

中学生の無料招待につきましては、更に約400席近くが必要なこと、また楽山園への交通手段などを考えますと、招待は現実的に無理だと考えています。

しかし、中学生が伝統芸能に親しむことは大切なことと考えておりますので、文化庁の事業で、小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行う「文化芸術による子供の育成事業」があり、町費の負担はほぼありません。

今年度は、10月21日に新屋小学校で、人形劇場による「ごんぎつね」他、1月20日には福島小学校で、公益社団法人山本能楽堂による「羽衣」が公演されます。この事業は応募事業となっておりますので、統合後の甘楽中学校において伝統芸能の公演を計画したいと考えています。

今後とも、町の教育や文化の発展に更なるご支援を賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山崎愛子議員。

◇3番（**山崎愛子君**） 楽山園は国指定名勝となっているので、今、教育長がおっしゃっていましたが、由緒ある松の前の特設舞台ということですが、その幽玄な雰囲気中学生全員400人が無理とすれば、もう少し少なくしてでも子どもたちに味あわせることができ

ないかなど。なぜかと言いますと、子どもたちが大きくなって、そして町を離れたときに、ああそういうのがあったかなど、楽山園は昼間行ってみたりしているでしょうけれども、また趣が全然変わるわけですから、子どもたちが卒業するまでに、是非、一度ぐらいまたは毎年なりそういうのを検討して頂きたい。そして文化庁の公演もあるとお聞きしましたけれども、それはもう普段の体育館とか学校での場所において見る訳ですので、楽山園も甘楽町の宝物なんですけれども、子どもたちも甘楽町の宝物ですので、そういう場所で体験させることによって、霧雨が体に自然に降りかかりしっとりと濡れるような感じで、やっぱり一流の方が来てやってくださる訳ですので、是非そのように考えていただきたいなと思います。武士の式楽とも言われるああいうのをやっている町というのは群馬県中見ても、そんなにたくさんあるわけじゃない訳ですので、こんな素晴らしい場所を持っている甘楽町ですのでというふうに思います。

子どもたちが留学したり、将来この町から出て行って町を離れても、それを子どもたちが忘れることはないんじゃないかなど考える訳でございます。是非、検討して行って、次年度から、今年、少しでもいいのでできればありがたいなと思うんですけど。

◇議長（黛 哲夫君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） ぜひ検討して欲しいとの要望でございますけれども、私どもも十分検討はしてきたつもりでありますけれども、今後もできる限り子どもたちに素晴らしいといいましょうか、日本の伝統芸能が触れられる機会については、十分考えていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

◇3番（山崎愛子君） それでは、是非とも町を離れて留学したりする子どもたちが出て、グローバルな社会の中で生きる子どもたちの教養を積むというか、素養というか、そういう感じで検討をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

◇議長（黛 哲夫君） 山崎愛子君の質問が終了しました。

次に、議席5番、山崎澄子君。

◇5番（山崎澄子君） 2問質問させていただきます。

まず、1問目です。「空き家対策について」。

13.5%、これは総務省の発表した国の空き家率です。群馬県は、それよりも高く16.6%です。甘楽町の空き家率はどのくらいですか。私の住む地区でも、空き家は珍しい状態になりつつあります。

原因としては相続者がいない。あるいは、他の地区に移り住み管理が行き届かなくなってしまうや現在は老夫婦のみの暮らしである等が考えられます。ということは、空き家が完全に増加していくということを物語っていると思います。

今後、防犯、防災、景観の阻害等、新たな問題も生み出されると思います。このように増えつつある空き家を少子高齢化、社会的現象ということで片づけることなく、何らかの抜本的解決策が必要と思われます。

町の取り組みとどのような解決策があるかをお伺いいたします。

もう1問目です。「選別農薬農法のブランド化を」。

8月29日、「東急ストアあきるの店」内の甘楽富岡農協のイン・ショップを議員研修を兼ねて見学しました。商品が並べられているのを待っている消費者と話をしました。ほとんどの野菜は、イン・ショップで間に合わせているそうです。理由は、新鮮、産地がはっきりしている、生産者の顔が見える等の理由のようです。このように当地区の生産物のファンがいることは、生産者にとってうれしい限りです。

そこで、渋川市では「選別農薬農法」で栽培した野菜をブランド化へと取り組んでいます。当町でも、有機栽培農家が非常に熱心に栽培に取り組んでいますし、農協でも出荷者には必ず栽培履歴書を提出することが義務化され、厳しい管理の下で生産しているのはこの地区でも同じでしょう。その中で、渋川市はいち早くこの農法を取り入れ、ブランド化を推し進めているということは素晴らしいことです。

是非、当町でも「選別農薬農法」を取り入れ、甘楽ブランド化を図ってはいかがでしょうか。お考えをお伺いいたします。

以上です。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山崎澄子議員の「空き家対策について」のご質問にまずお答えをいたします。

人口の減少やそして高齢化の進展に伴いまして、管理されない空き家の増加により、建物の倒壊や景観への影響などさまざまな問題を引き起こす要因となり、地域の活性化に支障を来している地方公共団体が多くなっているというふうに聞き及んでいるところであります。

平成25年度の総務省の住宅・土地統計調査では、山崎議員のおっしゃるとおり全国平均の空き家率は13.5%で、群馬県では16.6%となっており、全国から見て9番目

に高い空き家率となっております。なお、前回の同調査では、群馬県の空き家率は14.4%でしたので、この5年間で2.2%上昇したことになる訳であります。

当町の空き家率についてでございますが、この調査では、人口が1万5,000人以上の市町村のみ公表されておりますので、当町の空き家率は公表をされておられません。

しかし、平成24年度に群馬県居住支援協議会の群馬県空き家実態調査では、当町の一戸建ての住宅の空き家率は8.9%となっております。なお、空き家率を算出する場合、一戸建ての住宅、民間の賃貸住宅等を含めて算出をしておりますが、この調査では民間の賃貸住宅等を含めた当町全体の空き家率は調査をされておられません。

空き家になったきっかけといたしましては、相続によって取得しましたけれども入居をしていないとか、別の住宅に転居をしたとか、賃借人等の入居者が退去した、この3つの要素で、全体の6割を占めているとの結果が公表されております。

今後も、少子高齢化の進展によりまして、一層の増加が見込まれる空き家については、何らかの方策を検討していく必要があると町でも考えているところであります。

今後の空き家対策につきましては、担当課長からお答えをさせますので、ご理解をいただければと思っております。

それから、2問目に頂きました「選別農薬農法」についてのご質問にお答えをしたいと思います。ご質問にもありましたように甘楽町では「有機農業研究会」が昭和61年より、農村環境に配慮した有機農業に取り組み、平成22年に日本農業特別賞特別部門第6回食の架け橋賞を受賞いたしました。現在、会員は25名、認定を受けた圃場は12.3ヘクタール、JASの登録者は19名で活動しております。平成25年度には、その活動と実績が「環境保全型農業推進コンクール」で栄えある最優秀賞に輝きました。

本年7月には「有機農業研究会」の会長である新井さんの圃場を安倍総理大臣が訪問されたことは、記憶に新しいところであります。甘楽町における安全で安心な農産物の先駆者として、アドバイザー的な役割を担って頂いております。

甘楽ふるさと農園においても「有機農業研究会」の力を借りて、有機農業による栽培管理を推進しているところであります。

このように、町では選別農薬農法を超えた有機農業に取り組んでおりますので、甘楽町においては、今後も「有機農業」を推奨していきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 企画課長。



◇企画課長（松沢計作君） それでは、命により「空き家対策について」お答えいたします。

空き家問題につきましては、全国的にも認識が高まり、空き家の除去を中心に新たな法整備も検討されているとのことであります。

当町の一戸建て住宅の空き家は、平成24年度群馬県空き家実態調査から見ますと360戸程度になります。人口が年々減少する一方、世帯数が増加し、一段と核家族化が進む現状を考えますと、このままではますます空き家が増加していくことは必至であります。

群馬県下の状況を見ますと、空き家等の適正管理に関する条例の制定や空き家に関する事業を実施している地方公共団体もありますが、空き家対策につきましては、なかなか難しい状況となっております。

今後は、空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るべき取り組みの検討や、国・県の方針に沿った対策を検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

◇議長（黛 哲夫君） 山崎澄子議員。

◇5番（山崎澄子君） ありがとうございます。

この空き家なんですけれども、小幡のメインストリートでも、かなり空き家が並んでいます。観光客が見えても、あの空き家というものはやはりどうしてこんなに空き家があるのだろうか、何かに活用はできないものだろうかと思う方も多いんじゃないかと思えます。

それで、なかなかそれは個人の所有物でありますから、貸借ということは非常に難しいことじゃないかと思うんですが、是非持ち主の方、相続者の方と相談しまして、まずメインストリートのあの空き家から何とかならないかというようなことを考えて、ぜひ考えていただきたいと思えます。

その他、私たちの地区にもありますけれども、定住者をということ課長がおっしゃいましたけれども、その定住者がそういった家でもいいというふうな雰囲気を、中古のそういったところを借りて家賃も安くというような形で、ぜひ推進をしていただくのも一つの方策じゃないかと思えますので、是非この空き家に関してはよろしくお願ひしたいと思います。

◇議長（黛 哲夫君） 要望でよろしいですか。

◇5番（山崎澄子君） はい。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山崎澄子君の質問が終了しました。

次に、議席2番、佐俣勝彦君。

◇2番（**佐俣勝彦君**） それでは「山地災害危険地域について」、一般質問を申し上げます。

最近、異常気象により大きな被害が発生しております。今年に入っても、大雪、台風、大雨、山崩れなどによる土石流発生、広島では、今でも1名の行方不明者がおります。懸命な捜索が続いております。

県内の山林のうち豪雨や地震により災害を引き起こす恐れなどがある山地災害危険地域は、近くに家屋や道路、耕作地があり、山や斜面や溪流などで土砂崩れや土石流などにより災害を引き起こしかねない場所で、危険性や緊急性に応じて3段階に区分しております。危険性の高い順に、A、B、Cランクになっております。

そこで、町内における危険個所はどのくらいでしょうか。

危険個所のランク別はどうなっているのでしょうか。

危険個所の着手状況について、お伺いをいたします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原莊一君**） 佐俣議員の「山地災害の危険地域について」のご質問にお答えをいたします。

まず、ご承知のとおり、当町の森林は町土の52%を占めており、森林は水を蓄えて、そして水源を涵養する機能だけでなく、大雨のときに洪水や土砂災害を防止する機能、そして二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止する機能、また多様な生物の生息地やレクリエーションの場となるなど、さまざまな機能を有しております。

しかし、ここ数年、森林の荒廃が深刻化しており、森林が持つ機能の維持、そして回復をいかに図るかが大きな課題となっているところでございます。

議員ご指摘のように最近の異常気象により全国各地で予想もつかないような災害が発生をしております。町の防災の対策の基本につきましては、先程、中里議員のご質問でお答えをしたとおりであります。

ご質問の山地災害危険地域につきましては、県の調査によりまして区域が設定をされております。この数、そしてランク別については、この後、担当課長よりお答えをさせていただきます。

そして、危険地区につきましては、県と協議をし、毎年治山事業等を活用し、多くの地区で防災対策を図っているところであります。詳細につきましては、担当課長から、この後お答えをさせますので、ご理解をお願い申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 振興課長。

◇振興課長（**松本一雄君**） 命によりお答えをいたします。

山地災害危険地域は「山腹崩壊危険地区」「崩壊土砂流出危険地区」「地すべり危険地区」の3つに区分されております。

ご質問の1つ目の「危険箇所について」ですが、当町は51箇所指定されております。主に、秋畑地区、国峰地区が指定されており、全体の88%となっております。

次に、ご質問の2つ目の「危険箇所ランク別について」ですが、山腹崩壊危険地区では、Aランクが8箇所、Bランクが8箇所、Cランクが1箇所の計17箇所がランクされております。いずれも、秋畑地区が多くなっております。

崩壊土砂流出危険地区のAランクが12箇所、Bランクが10箇所、Cランクが3箇所の計25箇所がランクされております。秋畑地区、国峰地区が多くなっております。

地すべり危険地区のAランクについては4箇所、Bランクが2箇所、Cランクが3箇所の計9箇所がランクをされております。地すべり地区においては、約9割が秋畑地区となっております。

次に、ご質問の3つ目の危険箇所の着手状況についてですが、山腹崩壊危険地区の17箇所中14箇所が整備完了し、未整備は秋畑地区3箇所となっております。

崩壊土砂流出危険地区の25箇所中24箇所が整備完了し、未整備は国峰地区で1箇所となっております。一部整備済みです。

地すべり地区の9箇所中は、8箇所が整備完了し、秋畑地区1箇所が下流部分で整備済みなもの未整備となっております。

今後は県と協議をして、できる限り早急の対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、答弁とさせていただきます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 佐俣勝彦君。

◇2番（**佐俣勝彦君**） ありがとうございます。

昨年のデータになりますけれども、群馬県ではいわゆる危険箇所というのが、4,406箇所ありまして、このうちの66.9%の2,946箇所を着手しているということでは

ございます。

これから比較いたしますと、かなり町では危険箇所の着手状況が進んでおるなという感じがいたします。残りも今言ったようにどこで何が起きるかわからない今の気象状況でございますので、是非、早目の着手をお願いしたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 佐俣勝彦君の質問が終了しました。

次に、議席12番、山田邦彦君。

◇12番（**山田邦彦君**） 私は、2つのことについて、質問させていただきます。

まず、「ラウンドアバウトの設置について」です。

ラウンドアバウトというのは、ご存じのとおり信号機の無い丸い交差点のことです。欧米に多く見られて、日本でも整備が進み始めています。今年1日より道路交通法が改正されまして、正式な交差点として認められました。現在、8都府県の34箇所、今年中には7県の15箇所が加わる予定とのこと。姉妹都市のチェルタルド市でも多数導入されています。

警察庁によりますと、信号が無いので震災時や停電時でも支障なく利用できる。交差点前で一時停止をすることで交通事故の減少。時計回りの一方通行となり、右折車と直進車の接触が起きず、重大事故の防止効果が見込まれると指摘をされています。

また、研究者の間では、信号待ちが無くなるので時間短縮や燃料の節約に繋がるとされています。導入したところには、視察者が多数訪れていると聞いています。観光客の増も期待できるのではないのでしょうか。

いろいろな面ですぐれている交差点、ラウンドアバウトを是非町で導入してはいかがでしょうか。町長の考えを伺います。

2問目「世界遺産を作った町というPRを」してはいかがでしょうか。

富岡製糸場が世界遺産になりました。私たちが親しみを覚える身近にあるものです。製糸場は、ソフト面から言っても、ハード面、建物の基礎の石や柱、れんがや瓦を見ても、甘楽町の役割は大変大きいものがあります。石は連石山から切り出し、柱は小幡街道の並木を切り出したと記されている本もあります。れんがや瓦は福島の土を使い、焼き固めたとのこと。要するに、世界遺産を前に目に映るものは、甘楽町から運んだと言えます。

まず、富岡製糸場、今では片倉製糸富岡工場で働いた方となりますが、経験のある人がまだたくさん現存しています。今のうちに、当時の様子を聞き、または書いて頂いたりして、当時を知る資料の一つとして教材などにして活用してはいかがでしょうか。

現在、富岡製糸場に関心のある人にも、私たちの後世にも伝えられるような情報をまとめたものを本などにしてはいかがでしょうか。

実際、どこから調達したのか、どこで製造したのかが分かるようなものを道路などに表示をすることも効果があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

製糸場で働く工女さんたちの労働時間は8時間労働と聞いています。日曜日を休日とするなど高く評価をされていますが、れんがや瓦を製造した人たちも、「恐らく日本で最初に組合を作り働いていた。8時間労働制や日曜日の休日も実施をしていた」と伝え聞いています。その史実をはっきりさせることも重要ではないかと思います、いかがでしょうか。

福島のある地域には、当時の「ダルマ窯」が15～20基あり、そこでれんがや瓦を焼いたと伝えられています。ぜひ発掘などを行いながら、保存もしてはいかがでしょうか。

町の考えを伺います。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山田議員の最初の質問の「ラウンドアバウトの設置について」のご質問にお答えをいたします。

国土交通省により、平成25年度より有識者等から構成されるラウンドアバウト検討委員会が開催をされ、社会実験の結果・諸外国の導入例を分析し、導入にあたっての技術的効果課題等が検討されてまいりました。

日本でも9月1日より道路交通法が改正をされ、全国で7都府県の15箇所に設置され、本年度中に34箇所に増える見通しであるとのことであります。近くでは、長野県の飯田市、須坂市等で整備をされておりますので、私も一度視察をしてみたいと考えております。

ラウンドアバウト、いわゆる環状交差点には、安全性の向上や維持管理コストの縮減など多くのメリットがあり、優れた交差点であると考えますけれども、交差点の建設には多くの面積が必要であると考えます。そして、狭い町内の道路の改良、また建設に取り入れられるかどうかの課題もあるものと考えております。

しかし、今後の道路計画、交差点改良等を行う場合には、研究を行っていきたいと考え

ておりますので、よろしくお願い申し上げます。

「世界遺産をつくった町のPRについて」は、この後、教育長からお願いをいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（**柴山 豊君**） 山田邦彦議員の「世界遺産を作った町のPRを」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録は、資産を持つ市町のみならず、群馬県や全国の養蚕製糸場に関わる人たちにとっても朗報であります。観光面での経済効果だけではなく、衰退しつつある養蚕製糸業にとっても大きな効果が期待されるところであります。

甘楽町の楽山園だけを見た場合、世界遺産登録直後の7月の入園者数は、昨年同月比較で160%、8月は135%と増加をしております。道の駅甘楽や甘楽ふるさと館では、富岡製糸場と楽山園をセットにした観光客が、個人・団体ともに増えているそうです。

富岡製糸場建設と甘楽町の関わりは、140年の時を超え、今また大きな繋がりを持ってきており、その歴史を改めて学ぶことは議員ご指摘のとおり大変重要なことだと認識しております。

ご質問の詳細については担当課長からお答えをさせますので、ご理解賜りたくお願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 社会教育課長。

◇社会教育課長（**吉田泰志君**） 命によりまして、お答えいたします。

群馬県立歴史博物館発行の『ふたつの製糸工場 富岡製糸場と碓氷社』や『甘楽町史』によれば、基礎石につきましては、小幡・長巖寺裏の連石山から採掘しました。木材は、主に官林から伐採しました。杉の大木は妙義山から、マツモミは吾妻地方から、松は上野村から、小さい木材は近隣の山林から伐採しました。

小幡から福島に至る小幡街道には、織田家時代に植えられたと言われている松や杉があり、良木の一部は建物に使用され、他は瓦やれんが製造の燃焼材に使われたと思われます。今でも、この付近を並木と呼んでいます。

れんがや瓦は、福島に窯を築き、福島産の土が使われました。れんがの目地は、下仁田町青倉の石灰を材料とした漆喰を代用しました。

ボイラーの燃料は、高崎市寺尾町の亜炭を採掘しました。

このように、建物の構造を支える基礎石、れんが、瓦などが甘楽町から提供されました。

操業当時の富岡製糸場の様子は、群馬県や富岡製糸場総合研究センターなどが調査を進めており、その成果を教材として活用できるものと期待しております。

れんがや瓦の資材供給につきましては、以前から甘楽福島瓦協同組合が熱心に広報普及活動を行っています。この程、同組合と町の共同印刷で「富岡製糸場と甘楽町の関わり」というパンフレットを制作いたしました。今後は、同組合や町で配布していきたいと考えております。

基礎石を採掘した連石山は、個人所有の土地であり墓地や石仏が数多く安置されています。神聖な場所でもありますので、単に観光面だけのPRには適しません。甘楽町史にも史実が記載されておりますので、問い合わせがある際には情報提供を行っています。

ダルマ窯の跡地の発掘については、埋蔵文化財包蔵地として群馬県教育委員会の許可、土地所有者のご理解が必要です。また、仮に発掘した場合、一般的には調査後に埋め戻しを行いますが、保存する場合は表土を除去したままでは風化が進行しますから、区域全体を保護するような覆屋が必要となりますので、関係者と十分な協議や計画を策定してからでないと着手はできません。現在、その予定はありません。

町では、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録を目前に控えた6月10日から、町歴史民俗資料館で企画展を開催してきました。今後も、調査研究を行いながら、資料収集や展示の充実、PR活動を行うと考えておりますので、議員におかれましても、更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山田邦彦君。

◇12番（**山田邦彦君**） それでは、まず第1問目のラウンドアバウトについての2回目ということで、お願いします。

今後、いろいろ課題もあるが研究したいということなので、是非そういう形で検討していただきたいと思うんですが、特にバイパスの交差点、あるいはイタリア街道ですよね。その辺りは、まだまだ先程町長が心配している面積の面でも余裕がある場所がかなりあると思います。是非具体的に課題を挙げながら研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 先程申し上げましたように、今後、研究をしてきたいと考えております。

◇議長（黛 哲夫君） 山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） それでは、1問目は、そういうことで了解したいと思いますますが、よろしくをお願いします。

2問目についてなんですけれども、こちらも全く考えが違ふような話ではなさそうなので、期待をしていきたいと思うんですが、先程の⑤番ですね。これは、いわゆる表舞台に今まで出ていなかったもので、現在は予定が無いというのは当然のことだと思うんですね。予定が無いと思いますので、今日、提案させていただいた訳なんですね。

世界遺産のボランティアの人たちが、100人以上養成されていて活躍をされているらしいです。残念なことは、私の知り合いにも何人かボランティアでガイドをされている方がいらっしゃるんですが、れんがをどこで焼いたのと観光客から聞かれても、隣の町からだよとか、あるいは深谷から職人が来て焼いたんですよとか、そういう答え方をしているのが現状らしいんですね。それは、やはりきちんとどこからどういう形でそれが出てきたのか、あるいは納まったのかということが継承されないものですから、やはりガイドさんたちもはっきり言えないと思うんですね。

それこそわずか15年、20年前は、世界遺産云々ということが無かった訳ですが、今になってみれば、やはり教育長がおっしゃられるように、重要性がすごく増している訳ですよ。やはり光は1カ所に当たると、やっぱりいろんなところに光が漏れたり反射したり、いろんなところから想定していなかったところにも光が当たってくる。ただ、当たってくるのを待っているだけだと、それで通り過ぎてしまうので、是非、能動的に甘楽町としてのアクションを起こす必要があるんじゃないかなと思うんですね。アクションを起こしてもらえれば、それからいろいろな繋がりができて、④にもいく訳ですけども、もし瓦組合の人たちが8時間労働制ですとか、日曜日が休みですとか、そういうことが史実に基づいたことがあれば、それがやっぱりいわゆる世界遺産級だと思うんですね。イコモス（ICOMOS）ですかね。やはりもし客観的な事実であれば、ちゃんと能動的に調べて、それをまとめて、町の誇りといいますかね。やっていく価値があるものだと思うんですが、改めてそういう意味で④と⑤について考えを伺いたいんですが、いかがでしょうか。

◇議長（黛 哲夫君） はい。



◇社会教育課長（吉田泰志君） 今言いましたように、きょう全員協議会で配らせて頂いた中に、福島地区の組合が設立したのが1905年というのがございました。また、工女さんの関係について、8時間労働というのは工女さんの日記が単行本になっていて、史実がございます。それで、また今おっしゃるように、組合が初めてだったか、それと労働も日曜日を休んでいたのかというのにつきましては、今後資料等調べさせていただいて、史実が判明するように努力したいと思います。

あと、ダルマ窯につきましては、以前、土地の所有者が掘ってしまったというような事例は聞いておりますが、今のところ調査をするという予定は答弁のとおりございません。

◇議長（黛 哲夫君） 山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） ④は了解しました。

⑤についてなんですが、以前、実は土地の所有者と近所の興味のある方が掘り出して、跡が見つかった現場へ私も呼ばれて行ったんですけど、ざくざくれんがのかけらですとか、かけらじゃないものも含めて出てきました。それがあるからという設定で掘り出すと、もちろん盗掘になる訳で、そうでなくて赤い土がいっぱい出てくるので何だろうというので掘り出したら、そういうのにぶち当たったということらしいんですね。その時には、町からの指導もあって、そのまま戻した訳なんですけど、その後状況が世界遺産という形になった訳なので、改めて県の教育委員会ですとか、地権者ですとか、それは町が中心になって設計図というか青写真を描かないと、誰も何もしないで終わってしまう。それこそ宝の持ち腐れになってしまうような気がするんですね。

ですから、議会でも言われたし、瓦の組合の方からもいろんな情報提供があるので、是非こういうことをやってみたいなという方針を町としてぜひ出していただきたいと思うんですが、教育長になるんでしょうか。是非そういう方向で進んでいただければいいなと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（黛 哲夫君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） れんがあるいは瓦等焼いた遺跡といいましょうか。これを発掘し、保存ということだと思えるんですけども、課長が答弁したとおりいろんな包蔵地の発掘というのは意図的にやる場合には、禁止されている行為でありますからできませんけれども、そうかといって赤い石だったり、土がちょっと変わっているからちょっと掘ってみたというのも、ちょっとこれもまずいんだと思いますけれども、そこが何かあるんだろうと予測しながら掘るといことが、盗掘になるということなんだと思いますので、これに

については確かに貴重な遺産であろうと思いますので、今後どういうことができるかは、検討と言う前に、もう少し研究をしてきたいと思っております。よろしいでしょうか。

◇12番（山田邦彦君） はい。

◇議長（黨 哲夫君） 山田邦彦君の質問が終了しました。  
一般質問が終了いたしました。



### ○字句等整理委任の件

◇議長（黨 哲夫君） 平成26年第3回甘楽町議会定例会の全日程が終了しました。  
お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長にご一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（黨 哲夫君） 異議なしと認めます。  
よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



### ○町長挨拶

◇議長（黨 哲夫君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会の閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 平成26年第3回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今議会定例会では、平成25年度の一般会計及び各特別会計、そして水道事業会計決算認定をはじめとする22議案をご提案申し上げましたところ、それぞれ慎重にご審議をいただき、すべて原案どおりご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

審議の中、あるいは一般質問でお寄せを頂きました貴重なご意見、ご提言等につきましては、その対応に十分留意して、今後の町政運営にあたってまいりますので、議員各位の一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ご案内のとおり昨年度は緊急経済対策により、多くのインフラ整備を実施してまいりました。さらに、株式会社ヨコオデイリーフーズ、株式会社ヌカベ両社の大規模な民間開発もありました。現在、こうした整備、開発を一層価値あるものとするため、さまざまなソフト事業に取り組んでおります。また、統合中学校の建設も進んでおります。

議員各位におかれましては、重ねてご指導、ご協力をお願い申し上げます。

過日の富岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産登録は、甘楽町にとっても大いに活気を与えてくれております。また、甘楽町在住の須田賢司氏の重要無形文化財保持者、人間国宝認定にかかわるニュースは、町に元気と誇りを与えてくれました。また、昨日は、インド・ニューデリーに本部のあるICIDより、かんがい施設遺産の世界5カ国17施設の一つとして雄川堰が登録されるというニュースも入りました。保存にあたっていただいた町民の皆さんに感謝を申し上げます。「元気あふれるまち、夢あるまち」に向かい、心新たに作る出来事でありました。

これから秋に向かい、多くの行事が予定されております。多彩な時期になろうかと思えます。

議員各位におかれましては、どうかご自愛をいただきまして、ますますご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。本日はありがとうございました。



## ○議長挨拶

◇議長（**黨 哲夫君**） 閉会にあたり、議長から一言ご挨拶を申し上げます。

去る9日に開会されました今期定例会は、上程された全ての議案が滞りなく議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、歴史に残る議会でもありました。人間国宝に認定された須田賢司さんの甘楽町名誉町民の認定承認は、甘楽町の宝であり、国の宝であります。誠に光栄であります。

執行各位におかれましては、子ども子育て支援法に基づく条例の制定から、一部改正条例などの執行、平成25年度一般会計決算から各特別会計決算など議案審議等におきまして、議員各位から出されました意見等には十分意を払い、限られた財源の中で、創意と工

夫を持って執行にあたり、財政の健全化を図りつつ、町民が安全で安心して暮らせる「KANRAプラン輝き」「キラッとかんら安心のまちづくり」に一層の努力をされますことをご期待をしております。

本年は8月下旬から9月上旬にかけて、局部的な集中豪雨により土砂災害や浸水被害が各地で発生しました。当町では、その影響も少なく大きな被害が出ていないのが幸いでありました。

これからは段々と秋も深まり、山々の木々も色づく季節となります。

議員各位をはじめ、執行職員各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分留意いただき、町政進展のため、ますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

---

◇

## ○閉 会

◇議長（**黛 哲夫君**） 以上で、平成26年第3回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後4時11分閉会



上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長            黛                    哲            夫

署名議員            長 谷 川            儀            平

署名議員            中            里            芳            久